

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル6F
TEL: 06-6838-7090
FAX: 06-6838-7091
http://label-bank.co.jp/
support@label-bank.co.jp

第125号

2019年4月18日、消費者庁は「第1回食品添加物表示制度に関する検討会」を開催しました。国内の食品表示制度においては、「食品表示基準(2015年4月施行(加工食品の経過措置期間は2020年3月末まで))」、「新たな加工食品の原料原産地表示制度(2017年9月施行(経過措置期間は2022年3月末まで))」、「遺伝子組換え表示制度に関する食品表示基準の一部改正(2023年4月施行)」といった改正がされており、これらに続く改正の議論となります。添加物は消費者、事業者とも関心の高い表示事項と考えられますので、こちらに整理してみたいと思います。

食品添加物表示制度の現状

まずは、検討会資料「食品添加物表示制度をめぐる事情(消費者庁)」より、現状の食品表示制度について整理してみたいと思います。

〈食品添加物の定義〉

添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で食品に添加混和、浸潤その他の方法によって使用する物

「食品衛生法第4条第2項」

食品添加物表示制度に関する検討会が始まりました

〈食品添加物の種類〉

食品添加物	指定添加物 455 品目 (リスト化：施行規則)	安全性と有効性が確認され、国が使用を認めたもの (品目が決められている)
	既存添加物 365 品目 (リスト化：厚労省告示)	我が国において既に使用され、長い食経験があるものについて、例外的に使用が認められている添加物 (品目が決められている)
	天然香料 基原物質(約 600 品目例示)	植物、動物から得られる、着香の目的で使用されるもの
	一般飲食物添加物 (約 100 品目例示)	通常、食品として用いられるが、食品添加物として使用されるもの

〈食品添加物表示(加工食品)〉

原則として、使用した全ての添加物を「物質名※」で食品に表示。(※物質名は、簡略名等を用いることができる。)

表示例：

小麦粉、砂糖、植物油(大豆を含む)、鶏卵、アーモンド、バター、異性化液糖、脱脂粉乳、洋酒、でん粉/ソルビトール、膨張剤、香料、乳化剤、着色料(カラメル、カロテン)、酸化防止剤(ビタミンE、ビタミンC)

- 下線：添加物表示部分
- 膨張剤、香料、乳化剤：一括名表示
- 着色料(カラメル、カロテン)、酸化防止剤(ビタミンE、ビタミンC)：用途名併記

添加物表示の例外

一括名で表示可
複数の組合せで効果を発揮することが多く、個々の成分まで全てを表示する必要性が低いと考えられる添加物や、食品中にも常在する成分であるため、一括名で表示しても表示の目的を達成するために認められている。ただし、消費者庁次長通知において列挙した添加物を、示した定義にかなう用途で用いる場合に限る。
例：飲み下さないガムベース、通常は多くの組合せで使用され添加量が微量である香料、主に調味料として使用されるアミノ酸のように食品中にも常在成分として存在するもの等

イーストフード、ガムベース、かんすい、酵素、光沢剤、香料、酸味料、調味料、豆腐用凝固剤、苦味料、乳化剤、pH調整剤、膨張剤、チューインガム軟化剤

用途名併記	消費者の関心が高い添加物について、使用目的や効果を表示することで、消費者の理解を得やすいと考えられるものは、用途名を併記する。 例：甘味料(サッカリンNa)、着色料(赤色3号)、保存料(ソルビン酸)
表示不要	最終食品に残存していない添加物や、残存してもその量が少ないため最終食品に効果を発揮せず期待もされていない添加物等については、表示が不要。
加工助剤、キャリアオーバー、栄養強化の目的で使用※	

※特別用途食品機能性表示食品については表示が必須。また食品表示基準第4で別途定める表示を要する食品もある。

検討会開催の背景

2015年3月に閣議決定された「消費者基本計画」において、食品表示一元化の検討過程で別途検討すべき課題の1つとされたことが、検討会開催の背景となっています。この検討会に先立ち、消費者庁は①諸外国の食品添加物に関する表示制度、②食品添加物に関する国内事業者の情報発信の状況、③消費者意向調査といった必要な調査を実施しており、これらの調査結果を参考に、食品添加物表示制度についての議論がされることとなります。

今後のスケジュール

今後は関係者(消費者、事業者等)のヒアリングを行い、その後論点を整理したうえで、報告書の取りまとめに向けた議論がなされる予定です。第2回は2019年5月30日開催です。報告書の取りまとめは2019年度末(2020年3月)、早ければ年末までを目標としたスケジュールとなっています。

第1回目の内容からの想定にはなりませんが、今後、表示方法(一括名、用途名等)については他の表示事項との優先順位を、表示禁止事項については「〇〇無添加」「〇〇不使用」等への使用制限について議論がされるものと思われます。とりわけ、現状において無添加等の表示をされている商品を取り扱う方は、一度この検討会の議論について目を通しておかれるとよいと思います。

(川合)

参考：食品添加物表示制度に関する検討会(消費者庁)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/review_meeting_012/

ミニコラム 日本と、諸外国の食品添加物表示制度(概要比較)について

2019年4月18日に開催された「第1回食品添加物表示制度に関する検討会」の資料において、諸外国の食品添加物に関する表示制度の概要が示されています。国内で製造した食品を輸出される事業者の方も増えておりますので、こちらにとりあげてみたいと思います。

<食品添加物に関する諸外国の表示制度(概要)>

	日本	CODEX	米国	カナダ	豪州	中国	仏国
表示順	原材料と区分して重量順	重量順	重量順	原材料の後ろに任意の順	重量順	原材料と区分して重量順	重量順
表示方法	一般名(物質名)	一般名(具体名)国際番号	一般名	一般名	一般名(名称)コード番号	一般名(具体名)INSコード	一般名(物質名)E番号
用途名併記	8種類	25種類	5種類	確認できず	25種類	22種類	24種類
一括名対象	14種類	ガムベース、着色料、加工デンプン	香料	香料、調味料、ガムベース	香料	香料	デンプン、ガムベース
栄養強化の目的で使用されるもの	表示免除(一部の食品を除く)	添加物ではない	規定から削除	添加物ではない	添加物ではない	添加物ではない	添加物ではない
加工助剤	表示免除	表示免除	表示免除	表示が必要(添加物ではない)	表示が必要(添加物ではない)	表示免除	表示免除
キャリアオーバー	表示免除	表示免除	表示免除	表示免除(条件つき)	記載なし	表示免除(条件つき)	表示免除

出典：「食品添加物表示制度をめぐる事情(消費者庁)」

詳細については、同検討会資料のうち「食品添加物表示制度に係る実態調査事業報告書」に記載されています。輸出や輸入をされる事業者の方にとって、添加物の確認は「使用基準(使用できる食品分類、用途、量等)の確認」に多くの時間を費やされるものと思われそうですが、同資料は、添加物の「表示基準」の確認の重要性についても、改めて気付かされるものがあると思います。

輸出や輸入における表示確認の実務では、上記の表示制度のうち、「この原材料は添加物に該当するかどうか」と「表示免除の対象かどうか」が大きな確認ポイントになると思われます。自国または対象国で表示免除であるために、原材料使用基準の確認の段階で詳細な情報が取れておらず、実際の輸出入時に気づいて慌てることはよくある課題といえます。キャリアオーバーなどは表示基準の問題であって、使用基準の問題とは異なるのですが、輸出入取引の際にはこうした互いの国の規則に対する認識合わせがまず大切だと思います。輸出や輸入に携わる方は、一度、目を通しておかれてはいかがでしょうか。

参照：食品添加物表示制度に関する検討会(消費者庁)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/review_meeting_012/

講演のお知らせ 6月(東京)

「輸出入食品における食品添加物の徹底研究 ～主要各国の食品添加物制度の調査と実務上のポイントについて～」

- ◆日時：2019年6月18日(火) 15:00～16:30
- ◆会場：薬業健保会館
- ◆主催：品質保証研究会様
- ◆講演者：川合裕之(株式会社ラベルバンク)

- ◆内容：
 1. 使用基準と表示基準
 2. 各国の添加物の表示基準(アジアを中心に)
表示方法(表示順等) 一括名と用途名、簡略名と類別名、
表示の免除、添加物とアレルギー、無添加等の強調表示

今月の「お気に入り」言葉

有無相生

(ことわざ)